

議会だより

第2号

平成30年8月発行

第6回定例会

# 産山



【写真】小園の滝

## ～ 目次 ～

第4回臨時会の概要・・・P2

第7回臨時会の概要・・・P7

第5回臨時会の概要・・・P3～4

J A跡地について・・・P7

第6回定例会・・・P5～6

一般質問・・・P9～P11

## 第4回（3月）臨時会が開催されました

### 第3回定例会が3月に開かれたのにどうして？

第4回臨時会が3月28日水曜日に開かれました。今回の臨時会は、3月定例会において全会一致で否決された議案の再提案ということでした。

審議において、担当課の経済建設課長の議案説明があり、議員が小園水道管改修設計委託の随意契約金額、状況と配水管工事の内容等質問したところ、答弁に疑義が生じ、さらにその答弁に時間を費やすと判断されたため、会期を30日までの3日間延長し、質問内容の小園水道管改修設計委託についての顛末書及び工事資料を作成のうえ30日に審議することで決定しました。

30日に再開し、提出された顛末書及び工事資料から予算金額の変更と契約額などの確認不足、さらに28日の課長答弁不備の説明があり、提案された議案書の事件訂正請求の申し出（予算金額の修正）の後、議案審議に入り可決しました。

通常、臨時会において事件訂正などありえない事なので、今後の対応対策について執行部に尋ねたところ、今後は通常の電算システム（予算のパソコン管理）と併用して、電算システム導入以前のペーパー紙による予算執行管理を実施し、二重のチェック体制を図っていくとの答弁でした。

議会としては、電算システムとペーパーによる予算管理を実施しても、行政の基本事項として担当課が事業遂行、予算作成、執行について理解していないと、同じ間違いを繰り返すことを指摘し第4回臨時会は閉会しました。

採決結果は表のとおりです。

採決結果は表のとおりです。		白石	西村	井	志賀	本郷	渡辺	西澤	山本
議案第33号	平成29年度産山村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）について	○	○	○	○	○	○	○	-



その1

「事件訂正請求」とは

発案者（村長）から、議会に一旦提案された議案を、何らかの理由で手直しをしたいという場合が、事件訂正請求です。

事件訂正をする場合には議会の許可を得なければなりません。それは会議の議題となった議案は、すでに発案者（村長）の手を離れているからです。しかし単なる印刷の誤りの場合には、ミスプリントとして正誤表の配布のみで済みます。

この事件訂正と同じく、事件撤回請求があります。事件撤回は議案を取り下げたいという場合です。これも同じく議会の許可を得なければなりません。

他町村では事件訂正、撤回はそうありませんが、当村においては、事件訂正、またその事件訂正の再訂正、撤回と幾度もありました。

## 第5回（5月）臨時会が開催されました

### 再び賛否分かれる結果に

第4回臨時会に引き続き5月8日火曜日に第5回臨時会が開かれました。

今臨時会では専決処分の承認5議案、補正予算1議案、報告（株式会社うぶやまの経営状況）1件が執行部から提案され、3議案（条例2議案、平成30年度補正予算1議案）は全会一致で可決、1議案（平成29年度水道会計補正予算案）は否決、あとの2議案（平成29年度一般会計補正予算案、平成30年度一般会計補正予算案）は可決という採決結果（下記採決表のとおり）でありました。

なお、株式会社うぶやまの経営状況報告については、29年度の経営報告と30年度の事業計画と予算案についての説明がされたが、その30年度計画、予算の中で「資金が枯渇する」という説明をうけた。営業・事業展開の動向もこれからだというのに、資金枯渇というこの言葉に対し経営感覚・方針（姿勢）を疑わずにはいられない報告説明の内容であった。

採決結果は表のとおりです。

		白石	西村	井	志賀	本郷	渡辺	西澤	山本
承認第2号	専決処分の承認を求める件について [平成29年度産山村一般会計歳入歳出補正予算（第12号）]	●	○	○	○	●	○	●	-
承認第3号	専決処分の承認を求める件について [平成29年度産山村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第6号）]	●	●	●	●	●	○	●	-
承認第4号	専決処分の承認を求める件について [平成30年度産山村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）]	○	○	○	○	○	○	●	-
承認第5号	専決処分の承認を求める件について [産山村税条例の一部を改正する条例]	○	○	○	○	○	○	○	-
承認第6号	専決処分の承認を求める件について [産山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例]	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第34号	平成30年度産山村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について	○	○	○	○	○	○	○	-



その2

### 「専決処分」とは

専決処分とは議会の権限に属する事項、議決権で、町村長が議会に代わって意思決定を行うことです。

この専決処分を承認すれば、議会が議決したのと全く同じ法律効果を発生します。したがって議会としては専決処分された予算等については、その慎重な運用を真剣に見守らなければなりません。この専決処分ができる場合は、地方自治法で

① 議会が解散したり、定数に欠員がある場合

② 緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき

に専決処分ができるようになっていきます。また、専決処分は議決において不承認となっても、効力そのものには影響ありません。

ただ議会が承認しない専決処分をあえて行ったという意味での町村長の政治的・道義的責任はあるので、不承認となった場合は、町村長は必要と認める措置を講じ、その旨を議会に報告しなければなりません。

## 賛否分かれた承認第2号、3号、4号の 審議内容について

賛成

賛成についての意見は出なかったが、「ただもう専決処分したから質疑をしても変わらない」、「賛成せざるを得ない」という意見だった。



反対

第4回臨時会が3月28日から同月30日の間で開かれたが、故その会期中に補正予算案として提案しなかったのか。それゆえに、議会を招集する暇がなかったという理由は該当しない。

また承認議案第2号第3号の平成29年度一般会計補正予算案及び平成29年度水道会計補正予算案については第4回臨時会で提案されたが、何故その時に今回の予算も計上しなかったのか。事業関係の計画変更日は3月20日ということ、その時点で金額が確定してないのであれば、試算して計上し、余剰金は決算で処理することができたのでは

ないか。もしくは別の方法で予算措置できたのではないか。

国の法改正に伴う条例改正や地方交付税関係の承認（専決処分）は当然認められるが、予算関係についてはそれぞれの担当課が執行状況や県との事業予算交渉で推測できるはずである。

第3回定例会では平成29年度水道会計補正予算案は否決、第4回臨時会においても事件訂正と会期延長と異常事態の繰り返し、第5回臨時会においては、第4回臨時会での補正予算案可決日は3月30日、今回の承認（専決処分）の日付も同じく3月30日という整合性の取れない処理はあり得ないという意見であった。

ひとこと

当議会においては、平成27年定例・臨時会回数7回、平成28年は9回、平成29年は8回開催しています（8名の議員全員出席しています）。このような開催状況からみても、今回の専決処分は適正な処理なのか、「時間的余裕がない」というのは正当な理由ではない（第4回臨時会は3月28日から30日の会期）という意見判断から、このように採決の賛否が分かれました。

他町村では予算の専決処分はせず、臨時会にて補正予算として議案に上程、採決しています。

過去に、ある自治体において、その長が議会を招集せず、予算、条例などすべて専決処分処理した自治体がありました。その結果、当時のその県知事が法に基づいて議会招集及び専決処分の撤回などを求める助言や是正勧告（その県議会からも長への抗議決議を可決）など物議をかもした事例がありました。

# 平成30年度 第6回（6月）定例会の会期日程

6月15日 第6回定例会が開催されました。

## 上程議案一覧

報告第2号	平成29年度産山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	議案第48号	産山村在宅老人福祉対策事業費用徴収条例を廃止する条例について
報告第3号	平成29年度産山村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	議案第49号	産山村介護予防・生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
報告第4号	平成29年度産山村一般会計事故繰越計算書の報告について	議案第50号	産山村地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例について
報告第5号	平成29年度産山村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第6号)の専決処分の不承認に伴う措置について	議案第51号	産山村林業構造改善協議会設置条例を廃止する条例について
議案第35号	平成30年度産山村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について	議案第52号	産山村観光事業施設等誘致奨励条例を廃止する条例について
議案第36号	平成30年度産山村診療所特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について	議案第53号	産山村災害対策本部条例の一部を改正する条例について
議案第37号	産山村税条例の一部を改正する条例について	議案第54号	産山村火災予防条例を廃止する条例について
議案第38号	産山村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について	議案第55号	産山村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第39号	産山村駐在員、連絡員設置条例の一部を改正する条例について	議案第56号	産山村消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号	産山村が合併の協議を一の宮町、阿蘇町及び波野村とすべきか南小国町及び小国町とすべきか産山村単独か、についての意思を問う住民投票条例を廃止する条例について	議案第57号	「株式会社うぶやま」の株主総会における議決権の行使について
議案第41号	公聴会、調査等に出頭又は参加したものに対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	議案第58号	「株式会社うぶやま」の株主総会における議決権の行使について
議案第42号	産山村事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	議案第59号	「株式会社うぶやま」の株主総会における議決権の行使について
議案第43号	産山村老人保健特別会計設置条例を廃止する条例について	議案第60号	上止まり山団地村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号	産山村固定資産税の納期の特例に関する条例を廃止する条例について	議案第61号	産山村里山住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第45号	産山村学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について	議案第62号	産山村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号	産山村照明施設の設置及び使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例について	議案第63号	産山村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第47号	産山村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について	発委第3号	阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議について

## 上程議案のうち全会一致で可決にならなかった議案の採決表

		白石	西村	井	志賀	本郷	渡辺	西澤	山本
承認第7号	産山村過疎地域自立促進計画の一部変更の承認について	●	○	○	○	○	○	●	-

事業実施に伴う計画の修正が行われなかったため。 **反対**

※産山村過疎地域自立促進計画とは・・・村の振興に対する各種事業を年度ごとに計画実施するための基本計画書。

**第5回臨時会に続き、第6回定例会においても再び「事件訂正請求の申し出あり」**

**議案第35号平成30年度一般会計補正予算案**

第6回定例会に上程された議案第35号平成30年度一般会計補正予算案について、5月の第5回臨時会に続き、再び事件訂正請求があった。

内容は、平成29年度の経済建設課所管の補助事業で、平成29年度中（平成30年3月末日）に補助金の概算払い請求（国庫金の額の決定通知が来る前）せず、村の単独予算で歳出（支払い）処理で済ませ

ていたのが発覚し、急遽、30年度予算で対応処理するため訂正であり、財政処理上は問題である。

通常、財政規模が大きな自治体は影響がないが、規模が小さい当村のような自治体には影響が少なくない。通常の財政処理の方法としては、国

県補助事業の補助金は年度末にしか支払われない。そのため2月から3月にかけて自治体

保有金が少なくなり、金融機関から現金の一時借入れをして、歳出（支払い）処理している。国県補助金が支払われたら金融機関から借入れしたお金とその利息を支払うという処理としている。

しかし、今回の未請求金額は約1億円である。このことがもたらす影響は執行部局は十分理解できるはずである。

昨年6月、9月、12月、3月定例会、第4回、5回臨時会もそうであったが、今期定例会でも補助事業の事務処理手続きの誤りによって会議中断し、顛末書提出となった。

議会としては村財政のことを最優先として可決した。

**仮設住宅を定住対策へ有効利用**

**議案第60号、61号**

追加議案として議案第60号上止り山団地村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と議案第61号産山村里山住宅の設置及び管理に関する条例の制定案が提案された。

この事については、新聞報道されたので村民の皆様も記憶に新しいことと存じますが、熊本地震による被災者用の仮

設住宅を、村が譲り受け村営住宅として被災者の住まい確保及び村内の住宅不足解消並びに定住促進を図るための計画である。この被災者仮設住宅についての恒久活用策としては県内での取り組み自治体は産山村が最初となる。議会もこの計画に賛同し推進していくことに決まった。

**追加議案第62号 63号、全会一致で可決**

**村長、教育長給与等の条例改正**

追加議案として議案第62号、

産山村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案（給与の減給10分の1（2ヶ月））及び議案第63号、

産山村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案（給与の減給10分の1（1ヶ月））が提案された。

議案第62号の内容は、第4回3月臨時会、第5回5月臨時会そして今定例会においての議案第35号に対しての一連の事務不適切処理及び説明不十分、議案第63号については昨年9月定例会での工事請負契約事件撤回、本年3月定例会においての条例改正の遅滞（条例不備の不認識）の責任



を科してのもので、2議案とも全会一致で可決した。

昨年9月定例会での工事請負契約（旧産山小中学校の大规模改修工事）については、9月定例会期中において追加議案として提案されたが、議事事務局がこの案の不備について事前に助言したにもかかわらず、そのまま提案し事件撤回に至った。

この時教育長は「二度とこ

のようなことがないように指導、自分自身も襟を正す」と発言したが、本年2月のスクールバス火災、3月定例会の条例改正不備で今回の教育長の給与等の条例改正案が提案された。

行政職員としての危機意識、事務能力向上（日々学習）の姿勢が見受けられないなどの厳しい意見がだされた。



## いっしょが重要

本年6月中旬テレビ放送にて県内の町村で、議会の議決を得ずに契約を締結（契約合計約1億円以上）していたことが発覚、再度議会に数年前からの契約済までさかのぼって、契約案を上程し議会の議決を得るといふ報道がなされたことをご存知の方も多と思うが、この時、同時に町村長から町村長自身の給与等の条例改正案が議会に提案されたのであった。それと同じ事件が大分県でも放送されている（当村の昨年9月定例会終了後に）。その事例も議会の議決を得ず物品購入契約が締結されていたことが判明し、同じく再度契約案と町村長みずからの給与改正条例案が提案されたのである。

つまり、その自治体の責任者、町村長たる者は、その町村の将来を語る、設計する、担っていくという重責を背負っているからこそ自分自身に処分を科したと思われる。

## 第7回臨時会が 7月28日開かれました。

今臨時会では、国民健康保険税の改正（改正内容は、所得割額を7.8パーセントから7.5パーセントに減額するもの）及び改正に伴う補正予算案と産山学園改修工事請負契約の締結（契約額185,594,746円）と車両火災に伴うスクールバス購入契約締結（購入金額8,480,720円）の4件でした。慎重な審議を行い、原案のとおり可決しました。

### 上程議案一覧

議案第64号	平成30年度産山村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
議案第65号	産山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第66号	工事請負契約の締結について
議案第67号	スクールバス購入契約の締結について

## 気になるあのこと！

### J A跡地について

J A阿蘇産山支所の金融部門、共済部門が廃止され、購買部門、Aマート、ATMについても撤退の可能性が残されています。J Aが撤退すれば、村民の生活に大きな影響があると考えられ、利便性の低下を防ぐために「産山村コミュニティプラザ（小さな拠点）計画」が検討されています。今年3月には、村民がどのような施設を必要としているかという調査目的でアンケートが実施されました。議会としてもアンケートの結果、皆様の意見を聞き、要望に沿って対応していきたいと考えています。



## 議会の仕事とは？

### 議会の役割は、

産山村を快適で住みよい村にするためには、生活基盤の整備から、産業、福祉、教育などのあらゆる村民生活に直結した行政サービスにいたるまでの村政の目標や施策をどのようにするのかを決めて、実行しなければなりません。しかし、村民全員が一堂に集まって話し合うことは困難なので、選挙によって住民の代表を選ぶこととなります。

### これが村議会議員です。

村長と議員、ともに産山村（地方公共団体）の二つの担い手が、同じ住民から直接選挙により選ばれています。このことから二元代表制と呼ばれます。

### そして議会は、

- 日本国憲法（第八章 地方自治）において、
- ①「第九三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」
  - ②「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」となっています。

### 村議会議員は、

村民の意思（考え）を村政に反映させるために村議会を構成して村民生活のさまざまな課題についてきめ細かく審議し、どう処理すべきかを決めています。

このため、村議会は「議決機関」と呼ばれています。

議会には、村民の代表として十分な活動ができるように、議決権、調査権、監査請求権等多くの権限が与えられています。これらの権限に基づいて、

○議決（地方自治法 第九六条）

村（執行機関）から提案された条例の制定、改廃や予算、決算を認定したり、重要な契約の締結、財産の取得・処分等を審議し、決定をします。また、村長が、副村長・監査委員・教育委員等を選任する際に同意を与えます。

○村の仕事の検査・監査・調査（地方自治法 第九八条・一〇〇条）

村政が、村民の期待どおりに適正に行なわれているかを調べるために、村の事務の検査をしたり、監査委員に監査を求めたり、調査をします。

○意見書の提出（地方自治法 第九九条）

村の公益に関する事項に

ついて、国や県などの関係機関に意見書を提出します。

○請願・陳情の受理

村民から出される請願・陳情を受理し、議会として採択・不採択等の意思決定をします。

以上のようなことをしています。

つまり村（執行機関）から提案された政策（予算、契約、条例など）について、村民のための行財政の運営や事務なしいし事業の実施が適法・適正、公平・効率的にされているか、住民全体の立場でなされているか（補助金の交付や事業決定採択等において地域、特定の個人に偏っていないか（年度を跨って交付、不均衡にさわれていないか））などに視点を置いて、地域住民の意見や批判の言葉、要望などを住民の代弁者として村（執行機関）に伝え、それを反映させて決定するのが議会議員の使命、仕事です。これからも皆様のご意見、要望をお寄せください。



白石 巖  
議員

●外出支援サービス  
事業について

《白石 巖 議員》

外出支援サービス事業について、平成29年度まで過去3年間の利用者人数の実績報告を求めらる。

《健康福祉課長》

村内は平成27年79・平成28年100・平成29年161回、阿蘇市等は平成27年238・平成28年258・平成29年度251回、熊本・別府市平成27年38・平成28年65・平成29年86回だ。

《白石 巖 議員》

結果を聞くと、年々増加していることは間違いない。今後、産山も高齢過疎化という状況を考えるとさらに増



(外出支援車両)

加すると思う。

しかし、利用者からは実施要綱が厳しい部分があり、決定通知にばらつきがあるという意見を聞く。要綱の緩和または見直しを検討する考えがないか尋ねる。

《市原正文 村長》

九州運輸局と現在打ち合わせ等行っている。

《白石 巖 議員》

今まで1回もこの要綱の変更、見直し等の改正はされていない。高齢者に親身になって考えてほしい。

●危機管理体制について

《白石 巖 議員》

村長は「危機管理意識の取り組みを今後推進します」と発言したがその後どうなっているのか尋ねる。

《市原正文 村長》

災害時等の危機管理体制はこれまでやってきた避難情報発令基準を厳しく設定し、早期の避難等も含めて発令していきたい。詳細は総務課長から説明させる。

《総務課長》

災害時の対応は、職員に地域防災計画と災害対策要綱などについて認識をさせている。

《白石 巖 議員》

村外の職員は17名と聞いてるが、現在は何名か。

《総務課長》

現在も17名だ。

《白石 巖 議員》

大規模災害が起きた場合、道路が寸断され、通行止めも想定できる。果たしてその場合間に合うのか。

《市原正文 村長》

緊急の場合の対応については支障がないようにできるだけやっていく。

《白石 巖 議員》

災害状況の把握にドローンの活用も必要ではないか。

《市原正文 村長》

現在検討しているところである。



西澤 正  
議員

《西澤正 議員》

昨日7時58分に大阪地方で発生しました地震により4名の方が亡くなり、二百数十人の方が負傷したという報

道がありました。

亡くなられました方、怪我をされました方に對しまして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

●県道改良について

質問に入る。村の幹線道路である県道南小

国波野線牧野地区が本年度より県事業として採択実施することになった。一方県道笹倉久住線は、県に要望し平成26年10月に地権者等の事業説明会が行われた。

本年1月の大雪の日に車両が山林に突っ込み、引き上げたケースや大型トレーラーがトンネルの手前の急カーブを回りきれずに小園の消防詰所の近くの交差点までバックして迂回していくという事例があった。その後の改良計画を尋ねる。



(県道笹倉久住線 大分県境)

《市原正文 村長》

県道笹倉久住線は、用地交渉中で今年度から単県事業で実施予定。1,000万円の予算措置となっている。

《西澤正 議員》

家屋がかかるという話をされて、その後、何の話もないのでどうなったか非常に心配している。

《市原正文 村長》

早く大型が通れるようにしたいというのが、私の考えである。県と協議を進めていく。

《西澤正 議員》

早急に県道の改良について努力をお願いしたい。

●鳥獣対策について

《西澤正 議員》

鳥獣対策について意見を述べる。東北の高校生が赤色と青色の容器にクライモを入れ山中におき試験をした。イノシシは赤い入れ物のクライモは食べて、青の入れ物のクライモは一切口をつけなかった。青に対しての警戒心があるのではないかと、という話があり、今後検討して、いろんな方法でやっていただきたい。

《市原正文 村長》

提案は参考にさせていただきます。



渡辺 裕文 議員

●人口対策と仕事について

《渡辺裕文 議員》

人口増対策と人口減対策、そしてそれに付随する住宅と仕事についてどのように考えるか伺う。

《市原正文 村長》

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、現在取り組んでいる。ここに住んで、ここで働く、またここ以外でも働ける、ここに住んだほうがすばらしいところだと言われるような村づくりも含めて取り組んでいく。具体的には担当課長から説明させる。

《企画振興課長》

地域おこし協力隊制度も人口増対策の一

つで、本年1月から1名を委嘱し、また7月から新たに2名の委嘱を予定している。今後

も協力隊制度を活用して人口増加と地域おこしに取り組みたい。若い世代が産産・子育てに臨めるための支援、高齢者の公共交通や買い物支援、災害に強い基盤づくりなど、安心して暮らし続けていける地域づくりを目指して取り組んでいきたい。

《渡辺裕文 議員》

村長の話は、一般的な人口増対策の中の普通の考え方かと思う。産山に住むメリットを強調して、これからの人口減対策に努めてもらいたい。

《市原正文 村長》

現在大規模改修を進めている。進捗状況等については、教育委員会で説明させる。

《教育委員会事務局長》



西村 直樹 議員

●学校改修について

《西村直樹 議員》

今年度、1億8,000万円を超える学校改修は計画どおりに進んでいるのか。昨年、冬場の工事、騒音について質問したがうまくいったのか、何%ぐらいの工事が進んでいるのか尋ねる。

《市原正文 村長》

改修工事は、2カ年間の全体計画の中で進めており、現在、事業費ベースで約50%を超える進捗率となっている。本年度の施工は、主に3階の西側半分の



(産山学園)

各教室と1階部分の全スペース、体育館の一部改修等を予定。来年2月末の完了を目指して準備を進めている。

《西村直樹 議員》  
昨年、入札不成立が続いて、スタートがかなり遅れた部分があり、今年度はスケジュール通りいくよう願う。

●部活動について

《西村直樹 議員》

平成31年度から文部科学省指導により、部活動の指針が変わっていく。学園も小学部、中学部の部活は今後どのように変わっていくか伺う。

《市原正文 村長》

スポーツというのは、心身の成長過程において大変重要なことで、豊かな人間性を育む基礎となるものである。これからのようにしていくのかについては、教育長から答弁をさせる。

《教育長》

小学部の社会体育移行にあつては、ほかの市町村の状況等も参考にしながら、本年中にその方針を打ち出した。



志賀英昭 議員

●連絡、報告、相談の在り方について

《志賀英昭 議員》

過去、危機管理体制の中で、報告・連絡・相談体制をしっかりと確立するよう再三求めてきた。今回、産山学園及び校区民の合同体育祭と、健康ウォーキングが重複した。以前も村人会と音楽会が重複したということ、部局の違いを超えて連絡体制を取るよう求めた。イベント重複に対してどのように考えているのか伺う。

《市原正文 村長》

以前も議会から指摘を受けたが、再度重複し、村民の方々に迷惑をおかけし大変申し訳なく思っている。今

後しっかりと徹底していきたい。

《総務課長》

原因は、事業実施について担当課、担当の認識の甘さではないかと思っている。連絡・報告・相談を厳密にやれるよう指導したい。

《志賀英昭 議員》

危機管理マニュアルほどの段階までできて、どの部分は報告できるのか尋ねる。

《総務課長》

5月に原案作成が終わったところで早急に示したい。

《志賀英昭 議員》

人口減対策の話があつた。人口減対策をやるのであれば、職員4割が村外から通ってきているという状況の中では、主張してもなかなか受け入れてもらえないと思う。まずは、村外からの職員になるべく村内に住んでもらうようにしなければ



(健康ウォーキング大会)



(校区民・産山学園体育祭)

ばいけない。

## 正副議長 研修

5月28日に全国町村議会正副議長研修会が開催され、議長副議長が参加、翌29日は県町村議会議長主催の正副議長による熊本県関係国会議員への要望書提出のため出席しました。



## 村内巡視

①地方創生事業で実施したうぶやま牧場の改修状況を視察しました。売店コーナーを含め大きく改修されており、今後観光客の増加につながると思われます。



議会では、6月定例会中に村内を視察しました。



②御湯船温泉館は泉源温度の低下による状況調査のため、現地を視察しました。温度はすでに回復しているが、今後も泉源温度の変化は考えられます。

## 人権同和教育推進協議会総会 学習会

6月19日、産山村人権同和教育推進協議会総会に議員全員で出席しました。

当日は、総会後に行われた合志市中央公民館長、池田一也氏の人権同和研修にも参加しました。



### 編集後記

この度の西日本、広島、岡山県を中心とした広範囲による豪雨によって、甚大な被害を受け被災された皆様、ならびにご家族の皆様、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様の安全と、被災地の復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

産山村においては、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、日頃より災害に対する意識、決して他人事ではない、必ず災害は起こるといふ認識を日頃から持つことが、自助につながると痛感させられました。

井文紀



発行責任者 議長 山本慶剛

編集 広報特別委員会

発行 産山村議会

熊本県阿蘇郡産山村山鹿488-13

TEL 0967-2512635